無菌調剤室整備支援事業に係る留意事項

第１　補助対象外経費

　　　次に掲げるものに該当する経費は、補助対象としない。

１　施設及び設備整備に要する費用のうち、下記に関するもの

（１）下記の施設及び構造物の取得に要する経費

　　　　ア　土地（敷地、構内道路、石垣、屋外運動場、擁壁、法面、駐車場等）

　　　　イ　工作物（看板、囲障及び門等）

　　　　ウ　庭園、花壇、造園

（２）土地の造成に要する費用

（３）無菌調剤室の整備に直接必要と認められない経費

２　研修会等開催に要する経費のうち、下記に関するもの

　　（１）研修会等の参加者・出席者に対する報償費

　　（２）単価５万円以上の備品・機器等の購入費

　　（３）軽微な茶菓代等を除く食料費

　　（４）その他、無菌調剤の研修に直接必要と認められない経費

第２　交付申請書の提出

補助金の交付申請にあたって、福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第３条第２項第５号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

なお、申請は申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとすること。

　　１　無菌調剤室整備支援事業計画書（事業概要）（別紙様式１）

　　２　無菌調剤室施設整備支援事業計画書（施設・設備）（別紙様式２）

　　３　無菌調剤室整備支援事業契約書（研修会）（別紙様式３）

　　４　補助対象経費の金額が分かる書類（見積書、工事内訳書等）

　　５　その他参考となる書類

第３　実績報告

実績報告にあたって、要綱第１０条第５号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

　　１　無菌調剤室整備支援事業実施報告書（事業概要）（別紙様式４）

　　２　無菌調剤室整備支援事業実施報告書（施設・設備）（別紙様式５）

　　３　無菌調剤室整備支援事業実施報告書（研修会）（別紙様式６）

４　補助対象経費の金額が分かる書類（請求書、領収書等）

　　５　補助事業完了後の施設の全景及び設備の概要を示す写真

　　６　建築基準法第７条第５項の規定による検査済証の写し（検査を要しない工事については除く。）

　　７　その他参考となる書類